

事務連絡
令和5年10月11日

各建築関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物の エネルギー消費性能に関する評価の円滑化について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第3章第3節において、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨を国土交通大臣が認定できる制度を規定しています。また、当該認定に当たっては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「評価機関」という。）が行う特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）に基づき、認定を行うものとされています。

今般、当該認定に係る評価について、評価機関による評価実施体制の整備等がなされているところであり、貴職におかれましては、貴団体会員に対し、下記について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 評価機関による評価実施体制の整備について

今般、評価機関による評価の円滑な実施を図るため、国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所において、「特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドライン」を策定しました。

これを踏まえ、各評価機関において、評価業務規程（業務方法書を含む。）の改正など整備が進められ、一部の評価機関においてはすでに評価業務を開始されたところです。

これにより、特殊の構造又は設備を用いる建築物に係る大臣認定に必要な評価を受けることが可能となります。なお、以下の国土交通省ホームページにおいて、評価業務を開始した評価機関を掲載していますので、ご参照ください。

2. 評価結果のBELSへの活用について

今般、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用するBELSの評価において、評価機関による評価の結果を活用することができるようになりました。

これにより、特殊の構造又は設備を用いる建築物について評価を受けた場合には、BELSにおいて、特殊の構造又は設備を考慮した省エネ性能の表示が可能となります。

詳細については、以下の同協会ホームページをご参照ください。

(参考)

- 建築物省エネ法 法関連 基本情報：大臣認定制度
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/08.html>
- 一般社団法人住宅性能評価・表示協会：BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）について
<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

(本制度についての問合せ先)

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 池田、係長 佐々木
TEL:03-5253-8111（内線 39-474、39-464）